

パスポートの紛失・盗難時の手続きについて

2025年12月

在アイスランド日本大使館

アイスランド滞在中に旅券（パスポート）を紛失したり盗難の被害に遭った場合、当館で「帰国ための渡航書」または「緊急旅券」を申請しなければなりません。以下では、そのための手続きをご案内します。

1. ポリスレポート（紛失・盗難証明書）の取得

「帰国ための渡航書」または「緊急旅券」の申請に際しては紛失したパスポートの紛失届も同時に提出する必要があります。同届出の際に警察に紛失または盗難の被害を届け出たことを証明する書類（ポリスレポート）が必要となりますので、最寄りの警察署で入手してください。警察への届出により紛失の事実が航空会社を含め関係各所と共有されることとなりますので、届出前に再度パスポートの所在を確認してください。

レイキャビクの警察署

住所：Hverfisgata 113, 105 Reykjavík

電話：+354-444-1000

レイキャビク以外の警察署は以下ページより検索してください

<https://island.is/s/logreglan/logreglumdaemi>

2. 「帰国ための渡航書」または「緊急旅券」の申請

（1）帰国ための渡航書または緊急旅券の選択

パスポートに代わるものとして「帰国ための渡航書（以下、渡航書）」または「緊急旅券」を申請する必要がありますが、使用できる条件などが違いますので注意が必要です。申請から交付までは概ね1～3開館日となります。

（ア）帰国ための渡航書（以下、「渡航書」）

渡航書は日本に帰国するためだけに使用できるものです。空港での乗り継ぎはできますが、乗り継ぎ国に入国しなければならない場合は使用できません。また、渡航書自体に帰国ルートが記載されますので、事前に帰国便を決める必要があります。

（イ）緊急旅券

アイスランドから日本以外の国への渡航・入国が必要な場合には緊急旅券の申請が必要です。ただし緊急旅券はIC旅券ではないため入国時の条件が通常のパスポートとは異

なる場合があり、例えば IC 旅券ではビザが不要な国でも非 IC 旅券の場合はビザを求められるなどことがあります。また有効期間も通常のパスポートとは異なり 1 年のみとなります。

(2) 必要書類

- (ア) 紛失一般旅券等届出書（当館備え付け）
- (イ) 一般旅券発給申請書（緊急旅券の場合）または渡航書発給申請書（渡航書の場合）
- (ウ) 6 ヶ月以内に撮影した顔写真 **2 枚**（詳細は[こちら](#)）
- (エ) 紛失に関するポリスレポート
- (オ) 戸籍謄本または[戸籍電子証明書提供用識別符号](#)
※戸籍謄本の提出が難しい場合はご相談ください。
- (カ) 帰国便が確認できる書類（E チケットなど。渡航書の場合のみ）
- (キ) 他方の親権者の同意確認書（申請者が 18 歳未満の場合）

(3) 手数料（令和 7 年度）

- (ア) 帰国のための渡航書 : 2,700ISK
- (イ) 緊急旅券 : 6,850ISK